

ポイント 将来支給される退職金を現在の価値に引き直した際の不足額です。

A3 退職金には退職年金と退職一時金の2種類がありますが、年金については企業年金制度として外部で積み立てされてきました。ところがバブル後年金資産の運用の低下や含み損により将来の支払うべき年金額に積立不足が生じています。

また、一時金については退職給与引当金が内部で引き当てされてきましたが、法人税法上の引当額は自己都合による要支給額（全員が自己都合で退職した場合の退職金）の40%（平成10年の改正で20%に減額、続いて平成14年の改正により廃止が決定）とされていたので、多くの法人ではこの税務上の退職給与引当金が利用されており、要支給額の40%で計上されてきました

このように退職金の支給額の不足が実際にどれだけあるのか分からない状況のため、退職年金制度のある会社もそうでない会社も同様に処理できるように「退職給付会計」が定められました。これは将来支給しなければならない退職金を昇給率や中途退職する確率等も加味して算定し、その数値を現在価値に割り引いて退職給付債務をだします。この退職給付債務と退職給与引当金及び年金資産の合計額との差額が負担すべき費用となります。

この退職給付引当金の計算は数理計算などの知識が必要とされ複雑なものです。従って従業員が300人未満の中小企業には簡便法として従来からの要支給額で計算する方法も認められています。

